

「世界遺産・二条城MICEプラン」事業 実施事業者選定要項

1 目的

この要項は、「世界遺産・二条城MICEプラン」事業の企画及び実施に関し、プロポーザル方式によりコーディネーターとなる事業者を選定する手続きについて、必要な事項を定める。

2 概要

(1) 事業名

「世界遺産・二条城MICEプラン」

(2) 仕様書

別紙1のとおり

(3) 業者選定の方式

コンベンション関連業者，旅行業者，ホテル業者及びイベント企画・運営業者などの応募事業者の中から，プロポーザル方式の審査によって，優秀な事業者を複数選定する。

3 参加資格

本プロポーザルの参加にあつては，以下の条件を全て満たすことを条件とする。

- (1) 京都市内に本店，支店又は事業所を有し，コンベンション関連業，旅行業，ホテル業及びイベント企画・運営業等を営む業者で，引き続き2年以上営業を継続して行っているものであること（当該営業について免許，許可又は登録等が必要な場合は，当該免許，許可又は登録等を受けていること）。
- (2) 平成26年度以降にMICE事業※の受注・運営実績があるもの。

※MICE:企業等の会議(Meeting), 企業等の行う報奨・研修旅行(インセンティブ旅行)(Incentive Travel), 国際機関・団体, 学会等が行う国際会議(Convention), 展示会・見本市, イベント(Exhibition/Event)の頭文字のこと。多くの集客交流が見込まれるビジネスイベントなどの総称

- (3) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないものであること。
- (4) 京都市に納付すべき市税の未納がないこと。
- (5) 京都市競争入札参加有資格者名簿に掲載されているものにあつては，本プロポーザルの募集開始の日から協定の締結の日までの間において，京都市競争入札等取扱要綱第29条第1項の規定に基づく競争入札参加停止の措置を受けていないこと。
- (6) 京都市暴力団排除条例第2条第4号に規定する暴力団員等又は同条第5号に規定する暴力団密接関係者でないこと。
- (7) 共同事業体による応募にあつては，以下の条件を満たすこと。

ア 共同事業体の全ての構成員は、上記(1), (3), (4), (5), (6)の条件を満たしていること。

イ 共同事業体の代表者は、アに加え、上記(2)の条件を満たすこと。

ウ 共同事業体の代表者は、共同事業体の構成員の中から選定することとし、本市との窓口となるとともに共同事業体の正確な意思伝達を行うこと。

エ 共同事業体の所在地は、共同事業体の代表者の所在地とすること。

オ 共同事業体の全ての構成員は、別の応募者又は別の共同事業体の構成員として当プロポーザルに応募していないこと。

※ 提案書提出後は、共同企業体の代表者及び構成員は、原則として変更できないため、留意すること。

4 参加業者の受付・提案書の提出

(1) 提出資料（各8部（イ、ウ、オ、カは、原本1部とそのコピー7部とする。））

ア 企画提案書（別紙3）

イ 納税証明書等（京都市税に該当するものの2年度分）

ウ 商業登記簿謄本

エ 営業に必要な免許、許可等の写し

オ 誓約書（第1号様式）

カ 誓約書（第2号様式）

※ 京都市競争入札参加有資格者名簿に掲載されているものにあつては、イ～カは提出を要さないこととする。なお、提出書類は返却しない。

(2) 提出期限

令和2年3月6日（金）午後5時必着

※ 資料の提出方法は持参のみとする。

※ 仕様書等についての質問等がある場合は、下記提出先に令和2年2月21日（金）午後5時までに、電子メール又はFAXで送付すること。質問の回答は、取りまとめたうえで令和2年2月28日（金）午後5時までに、二条城のホームページに掲載する。

(3) 提出先

京都市文化市民局元離宮二条城事務所（担当：木下・高木）

〒604-8301 京都市中京区二条城町541

TEL: 075-841-0096 FAX: 075-802-6181 Mail: niyojo@city.kyoto.lg.jp

(4) その他

・ 当該プロポーザルの参加に伴う提案書作成等の経費については、全て参加者負担とする。

・ 京都市情報公開条例に基づく情報公開請求があつた場合、個人情報や経営状

況等の一部を除き、提案書の内容を公開する場合がある。

5 審査方法等

提出された提案書について、「実施事業者選定評価基準」に基づき、提案書による書類審査を行い、6割以上の得点を得た者を協定締結対象候補者（以下「候補者」という。）として選定する。

なお、参加業者が1社のみの場合においても、当該プロポーザルは成立するものとする

提出書類に虚偽の内容が発覚する、又は、候補者として選定後に企画内容に重大な変更がある等、協定の相手方として不相当と認められる場合は、審査時において失格、協定締結後においては、その協定を解消する可能性があるため留意すること。

なお、この場合、失格又は協定の解消により、候補者又は協定の相手方に損害が生じたとしても、本市は一切保証しない。

また、公平で厳正な選定を確保するため、応募内容や審査に関する問合せには一切応じない。

6 今後の予定

(1) 審査結果

提案書による審査終了後、候補者を選定する。審査結果については、プロポーザル参加者全員に文書により通知するとともに、二条城ホームページ上で公開する。

(2) 協定

選定後、決定した候補者と本市は、正式に協定を締結する。